

令和 6 年度 第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和 6 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会を令和 6 年 5 月 30 日仁淀川町林業振興センター 2 階大会議室に召集する。

農業委員定数 14 名 現委員 14 名

農地利用最適化委員 7 名 現委員 7 名

2. 出席委員 10 名

欠席委員 3 名

農地利用最適化推進委員 5 名

欠席委員 2 名

(事務局) 5 名

3. 議案

議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について

議案第 2 号…農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 (●●) 令和 6 年度第 1 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は 15 名、内農業委員は 10 名で過半数に達しており会は成立
会長挨拶

本日の署名委員 (1 番●● ●●委員 8 番●● ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 1 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

○受付第 1 号（所有権移転）

〔事務局●●説明〕

譲渡人は仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、竹ノ谷字●●●●●●●●●●番● 面積 1252 m²

合計面積 1252 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●● 委員〕

5 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 2 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●●●●番地●

●● ●●さん ●●歳 自営業

譲受人は、仁淀川町●●●●●●●●番地

●● ●●さん ●●歳 自営業

土地の所在は、●●字●●●●●●●●番●● 面積 620 m²

合計面積 620 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

5 月 13 日に譲受人●● ●●さんと事務局とで現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。

2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 3 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、佐川町●●●●番地●

●● ●●さん ●●歳 農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん ●●歳 農業

土地の所在は、	●●字●● ●●番●	面積 66 m ²
	●●字●● ●●番	面積 62 m ²
	●●字●● ●●番	面積 98 m ²
	●●字●● ●●番	面積 66 m ²
	●●字●● ●●番●	面積 108 m ²
	●●字●● ●●番●	面積 2.63 m ²
	●●字●● ●●番	面積 36 m ²
	●●字●● ●●番	面積 31 m ²
	●●字●● ●●番	面積 237 m ²
	●●字●● ●●番	面積 383 m ²
	●●字●● ●●番	面積 69 m ²
	●●字●● ●●番●	面積 151 m ²
	●●字●● ●●番●	面積 6.91 m ²

合計面積 1316.54 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

5 月 15 日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。

4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●
●● ●●さん●●歳 無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●
●● ●●さん ●●歳 農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 1125 m²

●●字●● ●●番● 面積 72 m²

合計面積 1197 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

5月22日事務局と譲受人●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第2号

（農地法第5条の規定による許可申請の審議について）

○受付第1号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●の●● ●●さん

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地● ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積 159 m²のうち地目は台帳、現況ともに畑となっております。

転用理由は申請地を購入後、自己住宅を建築するということになっております。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 5 月 22 日に事務局と実施しました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●● ●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく墓地の設置が実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

○受付第 2 号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●●の●● ●●さん。

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地 ●● ●●さんです

土地の所在は、●●字●● ●●番

面積 266 m²、地目は台帳、現況ともに畑となっております。

転用理由は転用者の事業拡大に伴い、現在、年間利用者 1 万 5,000 人。繁忙期は 2,000 から 3,000 人の駐車場が慢性的に不足しており、事業地近くに駐車場を確保する必要があるところ、当該申請地の所有者から譲渡の快諾を得られたためということになっております。

○受付第 3 号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●● ●●番地● ●● ●●さん。

譲受人は、仁淀川町●● ●● ●●番地 ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 555 m²

●●字●● ●●番 面積 625 m²

地目は台帳、現況ともに畑となっております。

転用理由は転用者の事業拡大に伴い、現在、年間利用者 1 万 5,000 人。繁忙期は 2,000 から 3,000 人の駐車場が慢性的に不足しており、事業地近くに駐車場を確保する必要があるところ、当該申請地の所有者から譲渡の快諾を得られたためということとなっております。

○受付第 4 号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地 ●● ●●さん。

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地 ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積は 805 m²、地目は台帳、現況ともに畑となっております。

転用理由は転用者の事業拡大に伴い、現在、年間利用者 1 万 5,000 人。繁忙期は 2,000 から 3,000 人の駐車場が慢性的に不足しており、事業地近くに駐車場を確保する必要があるところ、当該申請地の所有者から譲渡の快諾を得られたためということとなっております。

○受付第 5 号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●甲●● ●●番地 ●● ●●さん

譲受人は、仁淀川町●●丁●● ●●番地 ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積 498 m²、地目は台帳、現況ともに畑となっております。

転用理由は転用者の事業拡大に伴い、現在、年間利用者 1 万 5,000 人。繁忙期は 2,000 から 3,000 人の駐車場が慢性的に不足しており、事業地近くに駐車場を確保する必要があるところ、当該申請地の所有者から譲渡の快諾を得られたためということとなっております。

○受付第 6 号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、埼玉県●●市●●町●丁目●●番地●● ●● ●●さん、●● ●●さん

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地 ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積 155 m²、地目は台帳、現況ともに畑となっております。

転用理由は転用者の事業拡大に伴い、現在、年間利用者 1 万 5,000 人。繁忙期は 2,000 から 3,000 人の駐車場が慢性的に不足しており、事業地近くに駐車場を確保する必要があるところ、当該申請地の所有者から譲渡の快諾を得られたためということとなっております。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 5 月 22 日に事務局と実施しました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●● ●●さんは資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく墓地の設置が実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われれます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

その他

農地利用状況調査について

閉会 午前 10 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員